鈴鹿市農業委員会告示第3号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第9回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則(昭和32年農委告示第4号)第2条第1項の規定により告示する。

令和6年3月11日

鈴鹿市農業委員会 会長 鈴 木 秀

- 1 日時 令和6年3月14日(木)午前9時30分から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室
- 3 事項(1)農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
  - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について(地上権)
  - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について (所有権)
  - (5) 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
  - (6) 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について
  - (7)農用地利用集積計画について
  - (8)農用地利用集積等促進計画の使用貸借による権利の移転について など